

議会議員政治倫理審査会 第3回議事録（要点整理）

開催日時	令和4年8月8日（金）午前9時55分～午前11時35分
場 所	潟上市役所 常任委員会室3
案 件	（1）審査の論点整理について
出席者	・鈴木壮二委員・堀井克見委員・伊勢潤委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・議会事務局長・議会事務局次長
記録者	議会事務局主査

【会議記録】

○中川委員長

皆さんおはようございます。出席委員が定足数に達していますので、ただいまから政治倫理審査会を開会します。

本日の案件は、前回の審査会において、次回は論点整理をして以降の審査会につなげることを確認しましたのでよろしくお願いいたします。

お手元に、第1回と第2回の審査会要旨及び会議録を配布しましたので、要旨を見ていただいて、今日の会議を進めたいと思います。副委員長に要旨の朗読をしていただいてから議論したいと思いますので副委員長お願いします。

○藤原副委員長

－潟上市議会議員政治倫理審査会（第2回）の要旨を朗読－

○中川委員長

ありがとうございました。私が作成した資料に⑥番の項目がありますが、過去の審査会では、審査するための資料が不足していたため資料請求をすべきとの意見もあるので付け加えます。合わせて審査会委員の意見も書いておきました。論点整理で気づいたところを話していただいて、次回はどのような議論を進めるのか確認しながら論点整理②を書き込んでいただければと思います。

○伊勢委員

条例13条について審査しているのですから、それに合った質問をしなければいけないのではないですか。法に触れる部分については改めて対象議員に問いたです部分ではないと思います。それにあって、どのような資料を請求するのか伺いたいと思います。

○鈴木委員

除雪のことだけを考えれば良いのではないですか。除雪体制に対しての不満があれば議会で議論しても良いかと思います。

○堀井委員

条例13条に基づいて進めるとの趣旨だと理解しました。更に、13条のただし書きにより条例違反ではないとの対象議員の主張は一貫しているものと思います。当

時の委員も 13 条に抵触しないようだと解釈です。抵触しないとの結論でありながら、なぜ同じことが繰り返されるのか、一方では条例に抵触する行為だと考えるから審査請求するのです。この矛盾を解明するのが今回の一番の論点であり審査会の目的ではないかと思います。そのために対象議員から意見を聞かないといけないし、当局の説明を確認して熟議をつくり審査会の結論を出す。最終的には市民に判断をしていただくところまで持って行って終結すれば、今までよりは進んだ形で結論に至ることができるのではないかと思います。

○中川委員長

副委員長は、いかがですか。

○藤原副委員長

審査会で何ともできないものであれば、議会で議論をする必要があるのではないかと感じます。

○中川委員長

これも本質的な課題に関わるかと思いましたが、この審査会で解決不能なものであれば議会全体で話合うことを提案したらどうかとの提案と受け取って良いですか。一つ一つ論点を話し合いながら深めていく必要があると思いました。24 日の午前中は対象議員の参考人招致になりますが、問題はどのような資料を事前に依頼するのか、意見ををお願いします。

○堀井委員

関係私企業が存在しているのかしていないのか、その後の変化がないものか。それが明確に分かる資料を要求することが 1 点目だと思います。

2 点目は、対象議員が 13 条に基づいて辞退するための努力をしたか分かる資料を求めるべきだと思います。総務省通達では、適正な事務執行と同時に市民から誤解を招かないようにするため、継続的に仕事をするには公平を保障する観点から問題があると明記しています。この 2 つを確認できる資料を事前に準備してもらうことだと思います。

○中川委員長

今言われたものはどのような資料になりますか。関係私企業に関する資料、個人の繋がりを確認する資料も必要になると思います。

○鈴木委員

議会に提出されている関係私企業の届出書類は資料になりませんか。

○中川委員長

これは審査会なので、公的な住民票あるいは関係私企業の資料は必要になると思います。

○鈴木委員

事務局に提出されている資料を議会広報で周知していますが、それは公的な資料ではないのですか。

○中川委員長

この案件が繰り返えられるのは、過去にも公的な資料を提出してもらえなかったことが原因になっていると思うので、正確な資料を基に議論するために必要なものです。事務局はいかがですか。

○事務局長

公的な証明としては、住民票、戸籍謄本、法人登記簿謄本等が必要になるかと思っています。

○堀井委員

委員長が話したとおり、13条に基づき関係私企業を明らかにするものがなければ判定できないということは正しいと思います。

○中川委員長

私の見解は先程述べたとおり、公的な資料が整わないと審査できないのは当然だと思います。対象議員の主張を裏付けるものはそれしかないと思います。

○鈴木委員

委員長が話をしているのは裁判のことです。

○中川委員長

裁判ではなくて審査会です。全国の審査会の事例を見ると、公的な資料に基づいて議論は進んでいます。暫時休憩します。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。もう1度事務局に確認しますが、対象議員に請求する書類は何になりますか。

○事務局長

先程、関係私企業に関する証明の公的資料として考えられるのは、戸籍謄本が親子関係を証明するもの、会社の中の位置付けは法人登記簿謄本等が考えられると申し上げています。

○中川委員長

提出してもらった資料はその2つとして、その他に必要な資料等についての意見はありませんか。暫時休憩します。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。先程は、24日の対象議員の招致と調査資料の請求まで決まりました。これで今日のところは議論を終結したいと思います。

あと、先程指摘された対象議員に対する具体的な質問を検討した方がよいとのこ

とですが、どのような質問をするのか意見ををお願いします。

○藤原副委員長

先程、辞退の努力が分かる資料とのことでしたが、提出できるものなのか分からないので、質問にはなるかと感じました。

○中川委員長

どのような努力したのかが分かるような証拠を出せば良いと言っても難しいと思います。

○鈴木委員

そのような記録はないのですか。

○事務局次長

請負をしていないことは事務局では確認できないので、必要だとすれば所管課担当から取り寄せる必要があります。

○鈴木委員

例えば仕事の発注があった場合に、入札して請けたが、このようなことを考えて辞退したかも分かりますか。

○事務局次長

入札結果が分かってから辞退することは混乱させることだと思いますので、しないと思います。

○中川委員長

私の意見ですが、その努力を証明する資料は無いのではないですか。指名願いの関係では仕事を取らないように出さないとか。

○鈴木委員

一般競争もあるので、指名願いを出さなくても入札はできます。

○藤原副委員長

一般公募として入札に入っているかを確認して、入っていないのであれば努力していることになると考えられませんか。

○堀井委員

問題は資料を出してもらうことです。あとは本人が来たときにどのような努力をしたのか聞けば良いと思います。

○伊勢委員

条例に「市長は届出書の関係私企業と請負契約等を締結した場合は、その請負契約等の内容を議長に報告するものとする。」とされているので、除雪しかないとすれば、入札状況を調査する必要はないと思います。

○中川委員長

対象議員は、どのような努力をしているのか聞いて進めることで良いですか。
市当局の事情も確認しなければいけないので、26日に来てもらい聞くこととして、どのような資料を準備してもらうのか、事前に提出してもらうのかはいかがですか。

○堀井委員

当日の対応で良いと思います。当局は関係企業がいなければ困るとの説明で、その根拠を確認すれば資料は提出されるので事前に通告する必要はないと思います。

○中川委員長

ではそのようにします。確認したいことがあります。第1回目の要旨の27ページ中ほどの、「もう抵触している部分」と、27ページの「憲法に違反する内容がある」という話は、次回以降に論を展開していただきたいと思います。」について確認したいと思います。

○鈴木委員

私の解釈ですが、13条の指定管理者の指定について準用する。この部分です。総務省から出ている書類では該当しないとの解釈が出ています。潟上市の13条第2項の部分には前項の規定は指定管理者の指定についても準用するとあります。

○中川委員長

この行政通達では、指定管理者は議会の議決を経た上で地方公共団体に代わって公の施設の管理を行うものであり、特段の事情のある場合を除き営利的な取引に立つものでないため該当しないとしています。潟上市の指定管理規定に特段の事情が入っていないので、この倫理条例は違反しているのではないかとのことですね。

議論も進んできましたが、24日の進め方については皆さんの了承を得たので、そのとおりに進めます。26日も概ね了解を得たのでそのまま進めます。市全体への意見の提出等々、あるいは本質的な課題についての深掘りは次回以降としておきます、よろしく願います。

今日のテーマは終わりましたが皆さんの方からご意見ありますか。

以上で審査会を閉じたいと思います。大変ありがとうございました。

終了